

## 報告事項 2 介護保険システム改修事業について

令和 8 年 8 月より基準費用額と特定入所者介護サービス費にかかる負担限度額が改定されることとなりました。それに伴い、介護保険システムの改修を行います。改修に係る費用は 6 月定例会にて補正予算を計上いたします。

| 事業名(歳出)      | 補正前予算 | 補正額         | 補正後予算額      |
|--------------|-------|-------------|-------------|
| 介護保険システム改修事業 | 0 円   | 1,873,000 円 | 1,873,000 円 |

## 備考

- ・基準費用額とは、介護保険施設（特養や老健など）に入所したときにかかる「食費」と「滞在費（居住費）」の、国が定めた「標準的な価格」のことです。
- ・「特定入所者介護サービス費」は一般的に「補足給付」とも呼ばれ、所得の低い方が介護保険施設に入所やショートステイを利用したときに、食費や滞在費の負担を軽減してくれる制度のことです。
- ・令和 8 年 3 月 13 日付の国からの通知において改正内容が示されました。（令和 7 年 12 月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見を踏まえ、見直しを行うもの）
- ・令和 8 年 8 月 1 日より、負担限度額と利用者負担段階の区分の額が一部変更となるため、それに伴い介護保険システムも変更が必要であることから改修を行います。
- ・例年、システム改修の費用の一部は国から補助金が支出されますが、今回の改修については、まだ示されていません。